

# 【保存版】 ごみの分け方・出し方について

みかもクリーンセンター ☎ 23-8153  
 葛生清掃センター ☎ 86-4351

ごみの分け方・出し方で間違いやすいものです。

詳しくは、「ごみ分別の手引き（令和3年4月保存版）」で確認してください。

## ○ごみの出し方

・決められた袋で、決められたごみステーションに収集日の午前8時までに出す。

店舗・事業所から出るごみは、ステーションに出せない。住宅と併用・兼用の場合は、  
 “家庭から出るごみ”のみを出すことができる。

| 品 目       | ご み 袋 の 種 類                                                                                                                                                                              |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①燃えるごみ    | 市販の透明又は半透明ポリ袋<br>※袋の大きさは45リットル程度を使用してください。レジ袋、色付袋、商品梱包袋は使用できません。                                                                                                                         |
| ⑥衣 類      | <div>佐野市指定ごみ袋(大)<br/>(資源ごみ用)<br/>※空きビン・燃えないごみ・有害ごみには、使えません。</div> <div>佐野市指定ごみ袋(中)<br/>(資源ごみ・燃えないごみ・有害ごみ用)</div> <div>佐野市指定ごみ袋(小)<br/>(資源ごみ・燃えないごみ・有害ごみ用)</div>                          |
| ⑦白色の食品トレイ |                                                                                                                                                                                          |
| ⑧ペットボトル   |                                                                                                                                                                                          |
| ⑨空きカン     | <div>※(大)袋は使用できません</div> <div>佐野市指定ごみ袋(大)<br/>(資源ごみ用)<br/>※空きビン・燃えないごみ・有害ごみには、使えません。</div> <div>佐野市指定ごみ袋(中)<br/>(資源ごみ・燃えないごみ・有害ごみ用)</div> <div>佐野市指定ごみ袋(小)<br/>(資源ごみ・燃えないごみ・有害ごみ用)</div> |
| ⑩空きビン     |                                                                                                                                                                                          |
| ⑪燃えないごみ   |                                                                                                                                                                                          |
| ⑫有 害ごみ    |                                                                                                                                                                                          |

※品目の○数字は「ごみ分別の手引き（令和3年4月保存版）」中の品目番号と同一です。

※袋への名前の記入は、町会やステーション利用者同士の決まりを必ず守ってください

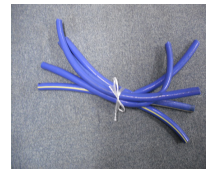
※袋違いの排出は、違反ごみとなり収集いたしません。

※市指定ごみ袋は、市内のスーパー、ホームセンター、酒屋、薬局、金物屋、雑貨屋などの  
 「佐野市指定ごみ袋販売店」でお求めいただけます。（詳しくは市ホームページをご確認ください）

## ○ごみの分け方

### ①燃えるごみ（市販の透明又は半透明ポリ袋に入れる）

- ・ベルトの金具、かばん等に付いている金具を出来るだけ取り除く。
- ・剪定枝、ゴムホース等は、50cm以内に切り、束ねて袋に入れる。  
※長い物は、ごみ処理に支障をきたすので短くしてください。



ホースは束ねてから袋に入れる

### ②紙箱・雑誌・本類、その他の紙類、チラシ

- ・「新聞折込みチラシ以外のチラシ」は「新聞紙」に混ぜない。  
※チラシの割合を増やすと新聞紙に再生できません。
- ・シュレッダーで処理した紙は、「その他の紙類」として出す。  
※紙袋に入れ、ホッチキス等で口を止める。ビニール袋では出せません。
- ・写真、ビニールコート紙、圧着ハガキ等の“特殊加工紙”は「燃えるごみ」で出す。  
※特殊加工紙は、リサイクルできません。



紙を飛び出さない

### ⑥衣類（指定袋 大・中・小）

- ・“古着として着用（リユース）できるもの”に限る。
- ・汚れた物、肌着、靴下、革製品、綿入り（ダウンベスト、スキーウェア等）製品は「燃えるごみ」で出す。  
※肌に直接触れたものや、カビが発生しやすい綿入りのものは、リユースできません。
- ・雨の日は出さない。次回の収集日に出す。  
※ごみ袋の口から雨水が入り、古着としてリユースできません。



綿入りは「燃えるごみ」

### ⑦白色の食品トレイ（指定袋 大・中・小）

- ・「発泡スチロール製で白色のトレイ状（平型）」のものに限る。  
※納豆容器、インスタント麺容器、しめじ容器は「燃えるごみ」で出してください。  
※食品や油の残りが無いように、よく洗って出してください。  
※柄付きの容器、表裏が白色でも「パキッ」と割れないものは「燃えるごみ」で出してください。

### ⑧ペットボトル（指定袋 大・中・小）

- ・中身を全部出し、水洗いする。
- ・キャップ、ラベルは必ずはずす。
- ・色つきのものや、工作に使用したものは「燃えるごみ」で出す。
- ・つぶさないで出す。  
※つぶしたものは、センターの機械で圧縮・梱包する際に支障となります。



ウォーターサーバー用の大型ペットボトルは「燃えるごみ」

## ⑨空きカン（指定袋 大・中・小）

- 缶詰、食用油のカンなどの“油がついたカン”も「空きカン」で出す。（「燃えないごみ」ではない。）

※中身を全部出し、水洗いしてください。

- つぶさないで出す。

※つぶしたものは、センターの機械で圧縮・梱包する際に支障となります。

- 「カン詰（カン切りで開けるもの・イージーオープンカン）」の“ふた”は完全に取り外して、「燃えないごみ」で出す。

※ふたが本体についたままだと、ふたで袋が破れて、けがをする恐れがあり大変危険です。

- さびたカンの見極め

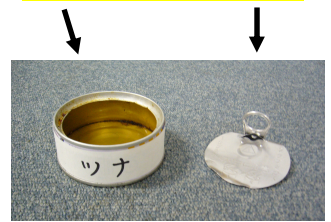
少々さびているカン（右写真）は・・・「空きカン」へ

ポロポロ崩れるくらいさびたカンは・・・「燃えないごみ」へ

※塗料のカンは「燃えないごみ」で出す。



「空きカン」 「燃えないごみ」



カン詰



## ⑩空きビン（指定袋 中・小）

- ドレッシング、焼き肉のタレなどの“油がついたビン”も「空きビン」で出す。（「燃えないごみ」ではありません。）

※中身を全部出し、水洗いしてください。

- 栓、ふた、キャップは必ず取り外す。ただし、注ぎ口が取りきれない場合は、そのままの状態で「空きビン」で出せる。

- 「空きビン」として出せないものの例

ガラスコップ、リカービン、ほ乳ビン、割れたビン、化粧品のビン、農薬が入っていたビン ⇒ 「燃えないごみ」で出す。

水洗い



ガラスのコップは「燃えないごみ」

## ⑪燃えないごみ（指定袋 中・小）

- 指定袋に入りきらない“棒状”の傘、箒、杖、柄の長い掃除用具、バットは1メートル以内のものに限り、先が袋から出ても、飛び出さないように口をしぼって出すことができる。

※ゴルフクラブ、お風呂のふた、すだれ・よしずは「粗大ごみ」となります。

- 割れたガラス、包丁、かまは必ず布や新聞紙等で包み「キケン・ガラス入り」等と表示する。

※そのまま指定袋に入れると袋が破れて、ケガをする恐れがあり大変危険です。

## ⑫有害ごみ（指定袋 中・小）

- ガスライターは、完全に“ガス抜き”してから出す。

※レバーを押し下げたまま固定（右写真）し、火の気の無い、



風通しの良い屋外で1日放置してください。

必ずガス抜きを

- ・スプレー罐は中身を全部使い切る。“穴あけ不要”
- ・指定袋に入りきらない“棒状”の蛍光灯は、先が袋から出ても、飛び出さないように口をしばって出すことができる。
- ・モバイルバッテリー、バッテリーが内蔵されている電子機器は「有害ごみ」で出す。

### ⑬粗大ごみ（ごみステーションに出せない、センターに持ち込むごみ）

- ・「燃えないごみ」で指定袋（中）に“入りきらないもの”  
ステレオ（ミニコンポ）、卓上カセットコンロ、ゴルフクラブ、タイヤチェーン、座椅子、布団、座布団、じゅうたん、風呂のふた、すだれ・よしず等。  
※「粗大ごみ」は、分解してもごみステーションに出せません。  
※「卓上カセットコンロ」は指定袋（中）に入る大きさでも、着火装置がついて危険なため、必ずガスボンベを外しセンターに持ち込んでください。
- ・市に戸別訪問収集（事前申込、有料）を依頼することができる。  
※各庁舎窓口、みかもクリーンセンター、葛生清掃センターのいずれかで申し込んでください。

### ※判断の難しいごみ、複合素材のごみの判断

- ・“燃える素材”でも大きさにより「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」に分別する。

10cm×30cm×50cm 以下

⇒「燃えるごみ」 例）洗面器

10cm×30cm×50cm 超～

壊さない状態で(中)袋に入る物

⇒「燃えないごみ」例）バケツ

(中)袋に入りきらない物

⇒「粗大ごみ」 例）風呂のふた



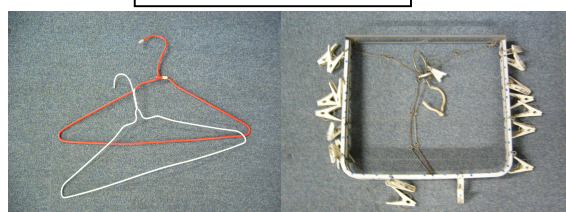
※“袋に入りきる”とは物が飛び出さないように、袋の口がしっかりしばれていること。

- ・洗濯ばさみ、プラスチックハンガーは「燃えるごみ」で、針金ハンガー、枠が金属製の折りたたみピンチハンガーは「燃えないごみ」で出す。

燃えるごみ



燃えないごみ



- ・電池が取り出せないプラスチック製のおもちゃは「有害ごみ」で出す。

※おもちゃ本体にマジックで“電池入り”と書いてください。

- ・電球（白熱電球、電球型蛍光灯、ナツメ球など）は「有害ごみ」で出す。